

マンション政策小委員会

～ マンション計画修繕工事からの提言 ～

2024年11月22日

1. マンション計画修繕施工協会（MKSA）概要
2. 前回マンション政策小委員会での協会提言
3. 適正な維持管理マンションの適切な評価
4. マンション関連情報の一元化の提案

1. マンション計画修繕施工協会（MKSA）概要

【協会の概要】

名 称：一般社団法人マンション計画修繕施工協会（略称MK S.A）

設 立：2008年12月16日

会員数：正会員社171社・賛助会員52社（10月末現在）

本 部：東京都港区西新橋2-18-2 新橋NKKビル2F

支 部：神奈川県支部

九州支部

中部支部

北海道支部

関西・中四国支部

その他：国土交通省住宅リフォーム事業者団体登録制度 登録第1号



【会員社のマンション改修工事請負工事高の推移】

2023年度概況調査統計結果より

◇ 会員社のマンション改修完成工事高

2022年度 4,032億円

(株)矢野経済研究所「2024年版 マンション管理の市場展望と事業戦略」

※前回小委員会時点 2022年推計値 5,746億円の約70.2%

◇ 会員社のマンション改修完成工事高

2017年度 2,735億円

(株)矢野経済研究所「2017年版 マンション管理の市場展望と事業戦略」

2017年予測値 6,207億円の約44.1%

2. 前回マンション政策小委員会での協会提言

- ◇ 適正な維持管理・再生マンションに対しての政策検討
- ◇ 修繕積立金積立方式の改善
- ◇ 設計コンサルの業務の適正化
- ◇ 適正な維持管理マンションの適切な評価
- ◇ マンション関連情報の一元化

2. 前回マンション政策小委員会での協会提言

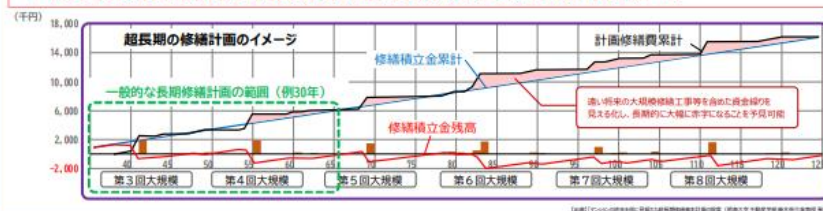
今後のマンション政策のあり方に関する検討会 とりまとめ(概要)

管理・修繕に関する現状・課題、施策の方向性

① マンションの長寿命化の推進

- 建替えの困難性を踏まえると、全てのマンションで建替えを行うことは非現実的。マンションの寿命を意識した上で、長寿命化を進める観点からの意思決定を行う環境の整備が必要。

⇒「マンション長寿命化促進税制」の周知を通じた意識啓発を図る。
⇒マンションの寿命を見据えた超長期の修繕計画のあり方についての検討を行う。等



② 適切な修繕工事等の実施

- 「段階増額積立方式」は、計画通りに積立金の引き上げが実現されることが、適切な修繕工事の実施の前提となるが、大幅な引き上げが予定されている計画では、予定通り引き上げできないおそれがある。

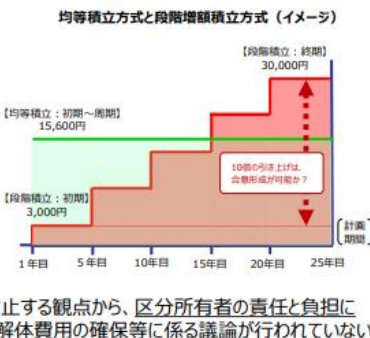
⇒「段階増額積立方式」における適切な修繕積立金の引き上げ幅等について検討を行う。等

- 大規模修繕工事の発注の際には、事業者の選定に係る意思決定の透明性確保や利益相反等へ注意する必要がある。

⇒管理組合が適切な設計コンサルタントを判別しやすい仕組みについて検討を行う。等

- マンションはいずれは寿命が到来し、周辺への悪影響を防止する観点から、区分所有者の責任と負担によって除却が必要となる場合があるが、管理組合において解体費用の確保に係る議論が行われていない。

⇒解体費用の相場の把握とともに、管理組合による解体費用の確保のあり方について検討を行う。等



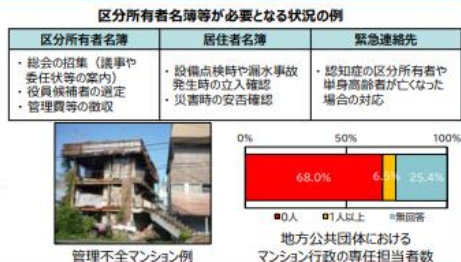
③ 管理不全マンションへの対応

- 賃貸化・空き室化の進行にあわせて、所在不明住戸も発生。
- 区分所有者等の所在が把握できず、総会開催や管理費等の徴収に支障が発生。

⇒区分所有者名簿等の更新の仕組みについて検討を行う。等

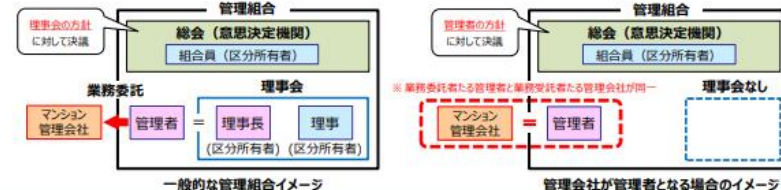
- 地方公共団体が管理不全マンションに対して助言・指導・勧告を行っても従わないおそれ。
- 管理不全マンションに対応する地方公共団体はマンパワー不足。

⇒地方公共団体の権限の強化、専門家による行政補完等について検討を行う。等



④ 管理組合の役員の担い手不足への対応

- 管理組合の役員の担い手不足等を背景として、管理会社が管理組合の役員の役割を兼ねる（管理者として就任する）事例が増加。自社の関係企業に修繕工事を優先的に発注し、区分所有者の費用負担が増加する等の懸念があるが、注意しなければならない留意事項等が不明確。



⇒管理会社が管理者となる場合の実態把握を進めた上で、留意事項等をまとめたガイドラインの整備等を行う。等

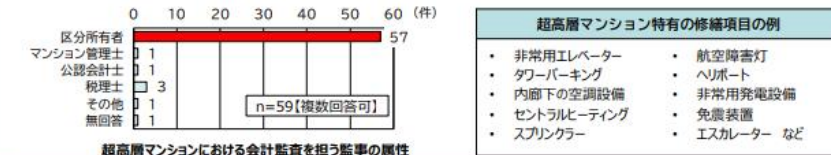
⑤ 定期借地権マンションの今日的評価

- 地代改定・徴収、マンションの解体等について、管理組合の関与に係るノウハウが整理されていない。また、定期借地契約の終了後に、継続して建物を使用したい場合等の具体的な対応が不明確。

⇒契約期間中の留意点や、管理組合の関与のあり方、契約期間終了後の具体的な対応について、実務上必要とされるノウハウの整理を行った上で、必要な施策の検討を行う。等

⑥ 大規模マンション特有の課題への対応

- 大規模マンションでは取扱う金額（管理費、修繕積立金）に見合った、監査体制となっていない。
- 超高層マンション特有の修繕項目が、長期修繕計画に盛り込まれていないケースがある。



⇒マンションにおける業務・会計監査のあり方について、専門家の活用を念頭に検討を行う。
⇒超高層マンション特有の修繕項目に対応した長期修繕計画の作成のあり方について検討を行う。等

⑦ マンションの管理状況が価格に反映される環境づくり

- マンション購入希望者がマンションの管理に関する情報に必ずしもアクセスしやすい環境となっていないため、マンションの適切な管理が価格に反映されにくい環境につながっている可能性がある。



⇒購入希望者が、管理状態や資産価値に大きな影響を及ぼす情報にアクセスしやすい環境整備に向けて、マンションの管理関係の情報提供のあり方について検討を行う。等

2. 前回マンション政策小委員会での協会提言

2019年小委員会協会提言	2023年8月	2024年～
適正な維持管理・再生マンションに対しての政策検討	今後のマンション政策のあり方検討会とりまとめ (施策の方向性)	マンション政策小委員会
修繕積立金方式の改善 (長計の精度向上)		マンションの総合的改修手法及び長期修繕計画に関する検討会 (2024～2026)
設計コンサルの業務の適正化		—
適正な維持管理マンションの適切な評価		
マンション関連情報の一元化	—	

3. 適正な維持管理マンションの適切な評価

管理計画の認定基準

管理計画認定での維持保全の位置付け

- ・長期修繕計画の有無
- ・修繕積立金の充足



長期修繕計画の作成精度

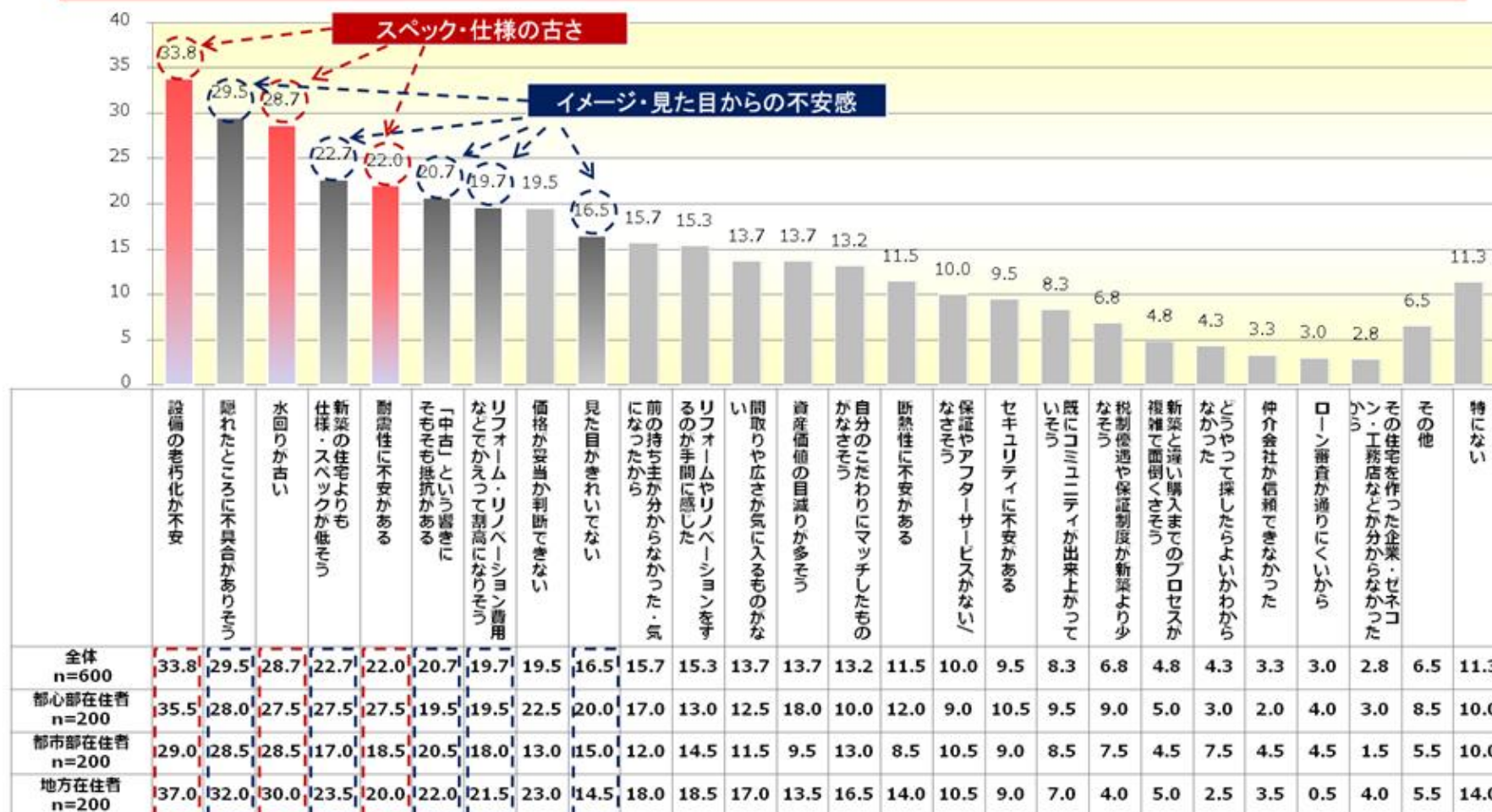
(1) 管理組合の運営	① 管理者等が定められていること。
	② 監事が選任されていること。
	③ 集会が年1回以上開催されていること。
(2) 管理規約	① 管理規約が作成されていること。 マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要などの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること。
	③ において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められていること。
	③ において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められていること。
(3) 管理組合の経理	① 管理費、修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること。
	② 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと。
	③ 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割以内であること。
(4) 長期修繕計画の作成、見直し等	長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠して作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること。
	② 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること。
	③ かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること。
	④ 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。
	⑤ 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。
	⑥ 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること。
(5) その他	① 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること。
	② 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること。

3. 適正な維持管理マンションの適切な評価

中古流通で求められる評価ニーズ

(参考:アンケート結果)中古住宅を選ばなかった理由

一番の理由は「実際のスペックの古さ」、「イメージ・見た目からの不安感」。
中古 = 古い、汚い、不安となり購入を思いとどまっている人が多いと考えられる。



3. 適正な維持管理マンションの適切な評価

現状のマンション評価手法

【指針参考資料1】住宅に関する価格評価手法

＜売買・担保における価格評価手法の現状＞

物件種別		主な評価方法
戸建て (※)	建物 (新築・中古)	原価法
	土地	取引事例比較法
マンション(新築・中古)		取引事例比較法

※戸建て住宅の評価においては、建物部分については原価法、土地部分については取引事例比較法を主に用いた上で、土地・建物を一体とした評価額を導くことが一般的である

■戸建て住宅の場合は、売買時や、担保評価時において、構造毎の建築単価や耐用年数(木造の場合の耐用年数22年等)を設定して原価法を用いることが多い。

■中小宅建業者の場合は、周辺の成約事例や売り出し価格等を個別に蓄積しており、これらを参考に自社で価格を推定している場合や、公示価格、路線価等公的評価を参考に推定していることが多い。

■リフォームによる物件価値の向上を客観的に評価する指標・手法に乏しいため、リフォームによる価値向上を評価しないことが多い。(増築・増床は原価法により評価額を算出する場合もある。)

(以上は中古住宅の流通促進・活用に関する研究会における不動産業者14社、金融5社等に対するヒアリングに基づく)

3. 適正な維持管理マンションの適切な評価

協会が提案するマンション共用部維持保全評価フォーマット

認定番号		No. 0000000		作成年月日:西暦 年 月 日											
マンション名 〇〇〇〇マンション				評価員番号:		ウインターマンションプロジェクト推進協議会 甲									
マンション共用部評価書				評価員氏名:											
(※)は長期優良住宅認定基準(増設版)に該当															
大項目	重要度 (Importance)	中項目	評価項目	小項目	改修前 の基準に よる評価点	評価項目	評価平均	改修前 評価時点	改修後 の評価 点	未改修 部評価 点	直近 実施年	評価変動要因	改修後 評価平均	改修前評価に 対する改修 評価ランク	
I. 耐久性	II	I.構造・躯体性能	1-1.耐震性(※)	耐震構造	1	旧耐震	2.00	C	3	—	00.00%	5a.05aへ耐震改修	3.00	A	
			1-2.劣化対策(※)	中性化状況	3	長期優良住宅認定基準(増設版)等級3			—	3		長期優良住宅認定基準(増設版)等級3			
I. 耐久性評価点合計					4				5						
II. 機能性能		2.仕上等級	2-1.外装仕上(塗装)	劣化・塗装グレード	3	アクリル樹脂塗料			4	—	00.00%	シリコン樹脂塗料			
			2-2.外装仕上(タイル)	劣化・補修状況	1	浮き10%			5	—	00.00%	全面補修			
		3.付帯金物	3-1.手摺	劣化・材質・仕様	2	スチール製腐蝕・付根欠損有り			4	—	00.00%	アルミ製手摺へ交換			
			3-2.紙巻階段	劣化・材質・仕様	1	スチール製腐蝕有り			3	—	00.00%	高耐候性塗料で塗り替え			
			3-3.玄関扉	劣化・材質・仕様	2	プレストア			4	—	00.00%	塩ビ樹脂・断熱タイプへ改修			
			3-4.その他金物	劣化・材質・仕様	1	スチール製腐蝕・腐蝕有り			4	—	00.00%	アルミ製へ取り替え			
		4.防水関係	4-1.屋根防水	劣化・仕様	2	露出アスファルト有り			4	—	00.00%	全面改修10年保証有り			
			4-2.ベランダ防水	劣化・仕様	2	防水モルタル ひび割れ、浮き有り			5	—	00.00%	ウレタン塗膜防水実施5年保証			
			4-3.廊下・外階段防水	劣化・仕様	2	防水モルタル ひび割れ、浮き有り			5	—	00.00%	塩ビシート防水実施5年保証			
			4-4.その他防水	劣化・仕様	2	防水モルタル ひび割れ、浮き有り			5	—	00.00%	塩ビシート防水実施5年保証			
		5.主要設備関係	5-1.給排水設備(※)	給水システム	—	直置水槽方式			—	—	00.00%	直結増圧方式へ改修			
				給水配管	1	銅製半導体埋込化ビニルライニング銅管使用			5	—	00.00%	ポリエチレン管による更新			
				排水配管	1	長船めっき銅管使用			5	—	00.00%	耐火二層管による更新			
				直置水槽	2	FRP複合板、耐震未対応			4	—	00.00%	FRP複合板、耐震対応による更新			
				受水槽	2	FRP複合板、耐震未対応			4	—	00.00%	FRP複合板、耐震対応による更新			
				専有部の給水管	1	銅製半導体埋込化ビニルライニング銅管使用			5	—	00.00%	全戸ポリエチレン管による更新			
				専有部の排水管	1	長船めっき銅管使用			5	—	00.00%	全戸耐火二層管による更新			
			5-2.電気設備	電灯設備	3	省光灯、白熱灯使用			5	—	00.00%	共用部分全面LEDに改修済み			
			5-3.ガス設備	ガス配管	1	裸配管白ガス管使用			3	—	00.00%	ポリエチレン管による更新			
II. 機能性能評価点合計					34				71						
III. 居住環境性能		6.付帯設備	6-1.エレベータ	有無及び機能	2	地震時管制機能等未対応			5	—	00.00%	付加機能フル対応			
			6-2.インターネット設備	XDSL、FTTH	3	XDSL方式			5	—	00.00%	FTTHを各戸まで新設			
			6-3.防犯設備	オートロック・防犯カメラ	2	未対応			4	—	00.00%	オートロック・防犯カメラ新設			
		7.付加性能	7-1.防災対応		3	未対応			4	—	00.00%	防災グレードBランク			
			7-2.バリアフリー性(※)		1	未対応			3	—	00.00%	投巻解消工事実施済み			
			7-3.サッシ省エネ性		3	気密等級A-2、遮音等級T-2、断熱等級H-2			5	—	00.00%	気密等級A-4、遮音等級T-4、断熱等級H-4			
			7-4.その他(デザイン性)		3	新築時デザイン			4	—	00.00%	エントランス改修			
III. 居住環境性能評価点合計					20				31						
		8.その他 (評価対象外)	8-1.衛星放送設備	BS対応	—	未対応			—	—	—				
				CS対応	—	未対応			—	—	—				
				110° BS・CS	—	未対応			—	—	—				
				CATV	—	未対応			○	—	00.00%	BS・CS・110度全対応			
				4K・8K対応	—	未対応			○	—	00.00%	4K対応			
			8-2.駐車場設備(充足率)	自走式	100%	新築時充足率100%			—	100%					
				機械式	—				—	—					
全体総合評価点合計					58				108			改善度の総合評価		AAA	
(外皮性能の省エネ計算書を取得している場合)															
IV. 省エネ性能	14	9.外皮平均熱貫流率	断熱性能等級	外皮基準	—	断熱性能等級3に該当		S・A・B・C	—	—	00.00%	断熱性能等級4に適合		S・A・B・C	

3. 適正な維持管理マンションの適切な評価

ニューヨーク市建築局によるビルディングコード（修繕履歴）例 （修繕工事の届出義務化：閲覧可能）



建物のニューヨーク部門
仕事の概要



CLICK HERE TO SIGN UP FOR BUILDINGS NEWS

ページ: 1 の 4

施設: 25 BROAD STREET MANHATTAN BIN: 1000824 ブロック: 25 ロット: 19

新しい日付で概要を開始するには、月を選択: 日: 年:

すべてのBISジョブタイプを表示 ▼
すべてのファイリングを表示 ▼
APPLY

ファイルの日付	ジョブ #	DOC位	職種	ジョブ状況	ステータス DATE	LIC位	申請者	AUDIT IN	ゾーニン グ承認
	<u>104528496</u>	01	A2	PRE-提出さ	2006年9月6日	0188611 RA			適用でき ません
JOB 2013年4月1日WITHDRAWN									
1994年12月8 日	<u>100953434</u>	01	A3	Xサインオフ	1999年3月23 日	0012075 RA	SCHWARZ		適用でき ません
既存の非執受パーティションを削除。USE EGRESS ORには変化はありません フロア(複数可)上で動作: 01から4									
1996年2月20 日	<u>101152510</u>	02	A1	Xサインオフ	2002年1月7日	0011763 RA	KONDYLIS		適用でき ません
既存のオフィスビルは、集合住宅のクラスに変換されます。CONST フロア(複数可)上で動作: C、B、RF 001から021									
1997年7月3日	<u>101709901</u>	01	A2	R PERMIT-全体	1997年7月10 日	0432271 PE	ACONSKY		適用でき ません
煙検出と水流の制御パネルを取り付けます フロア(複数可)の作業: CEL、BAS、ROF 001から021									
2000年2月8日	<u>102835728</u>	03	A2	R PERMIT-全体	2000年2月22 日	0046649 PE	ダビンスキー 氏		適用でき ません
屋内プールのASSOCIATED構造作業。 フロアの作業(複数可): MEZ、001									

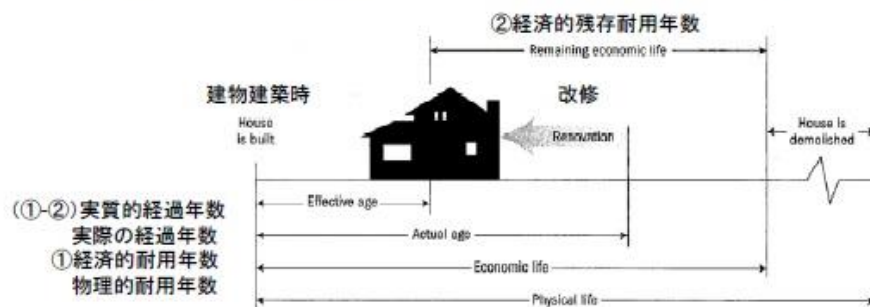
3. 適正な維持管理マンションの適切な評価

米国の不動産取引における鑑定人の査定方法

(参考)米国の鑑定評価における耐用年数の査定方法について

米国の鑑定評価

- 原価法の適用方法は、理論的には我が国と同様で、再調達原価を減価修正して対象不動産の試算価格を求めることになる。
 - 鑑定人が、実質的経過年数を判定し、これに基づき減価率を査定し、減価修正を行う。
 - 実質的経過年数を判定する流れは以下のとおり。
 - ①住宅の品等に応じて経済的耐用年数を判定
 - ②維持管理の状況を踏まえ経済的残存耐用年数を判定
 →結果として実質的経過年数(①-②)が導出される。
- ※実質的経過年数は取引事例比較法において査定対象の類似事例を探す際にも参照される



■ 米国の鑑定評価実務において参考とする減価率表

(Marshall & SwiftのResidential Cost Handbook(※)より)

鑑定評価実務では、鑑定人が、①建物の品等が6段階のどの分類に該当するか、②実質的経過年数(Effective age)が何年かを判断し、減価率を査定。

【木造の戸建住宅の建物の品等と期待建物寿命の関係】

建物の品等	期待建物寿命
low	45年
fair	50年
average	55年
good	55年
very good	60年
excellent	60年

<例>

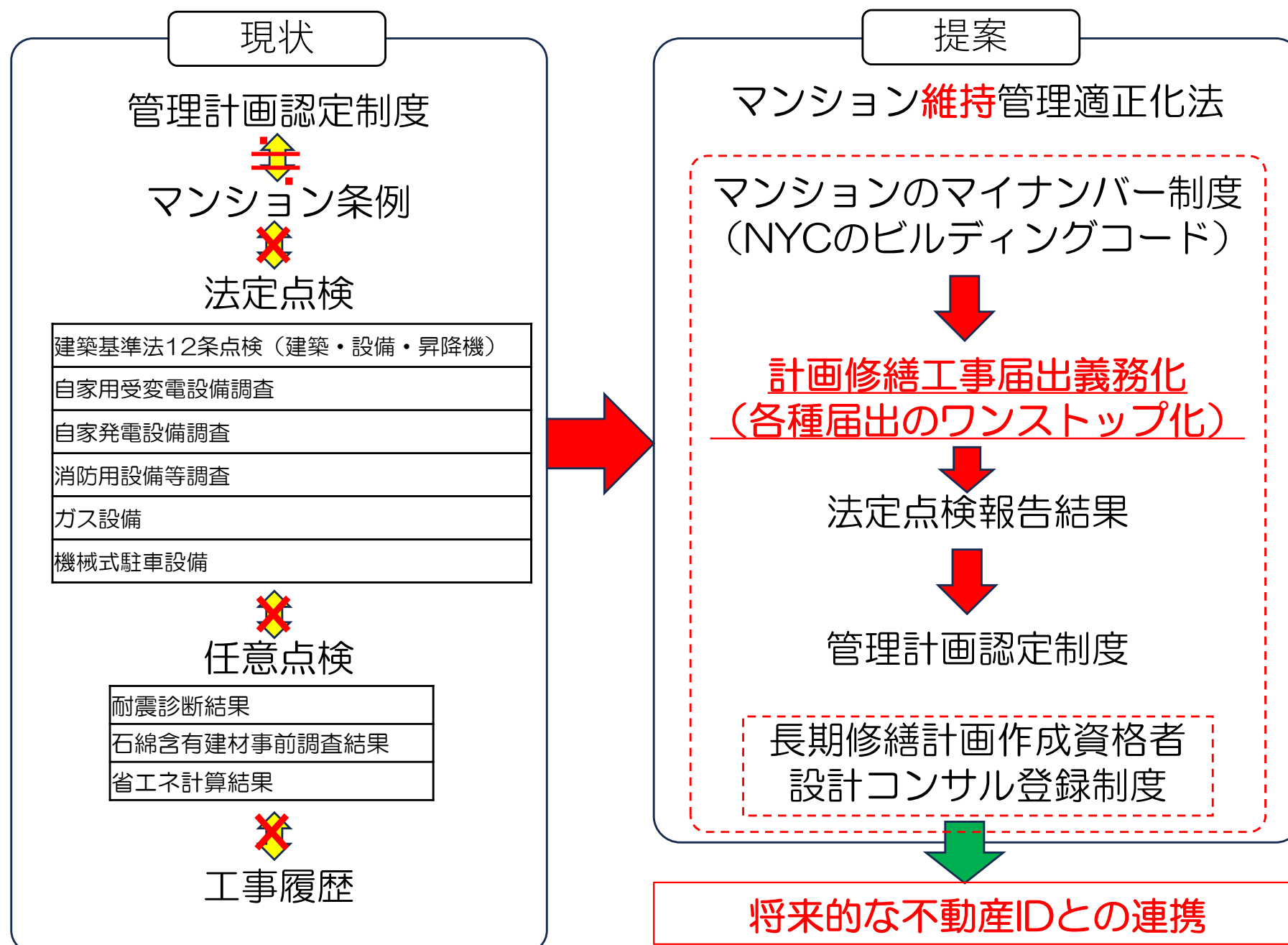
建物の品等 : excellent
期待建物寿命 : 60年
実質的経過年数 : 20年
→減価率は18%

※Marshall & Swiftは、米国・カナダにおける建物コストデータの供給会社。Residential Cost Handbookは不動産評価実務で権威のある資料としての位置づけがある。

減価率の考え方

		期待建物寿命													
		excellent・very good good・average fair low													
Effective Age In Years	70	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10	5	Effective Age In Years	1
1	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	1	2
2	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	2	3
3	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3	4
4	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	4	5
5	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	5	6
6	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	6	7
7	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	7	8
8	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	8	9
9	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	9	10
10	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	10	11
11	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	11	12
12	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	12	13
13	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	13	14
14	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	14	15
15	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	15	16
16	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	16	17
17	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	17	18
18	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	18	19
19	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	19	20
20	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	20	21
21	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	21	22
22	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	22	23
23	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	23	24
24	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	24	25
25	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	25	26
26	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	26	27
27	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	27	28
28	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	28	29
29	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	29	30
30	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	30	31
31	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	31	32
32	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	32	33
33	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	33	34
34	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	34	35
35	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	35	36
36	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	36	37
37	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	37	38
38	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	38	39
39	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	39	40
40	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	40	41
41	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	41	42
42	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	42	43
43	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	43	44
44	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	44	45
45	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	45	46
46	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	46	47
47	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	47	48
48	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	48	49
49	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	49	50
50	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	50	51
51	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	51	52
52	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	52	53
53	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	53	54
54	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	54	55
55	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	55	56
56	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	56	57
57	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	57	58
58	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	58	59
59	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	59	60
60	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	60	61
61	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	61	62
62	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	62	63
63	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	63	64
64	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	64	65
65	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	65	66
66	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	66	67
67	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	67	68
68	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	68	69
69	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	69	70
70	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	70	71

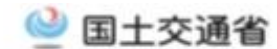
4. マンション関連情報の一元化の提案



4. マンション関連情報の一元化の提案

将来的なDXへの準備

建築・都市のDX



官民連携のDX投資を推進するため、DX投資に必要な情報基盤として、
建築・都市・不動産に関する情報が連携・蓄積・活用できる社会を早期に構築することが必要。

